

入札契約制度の改正について

契 約 課

1 趣 旨

厳しい経済環境のもと、建設工事等業者からは早期の発注及び支払を求められております。公共施設を利用する住民からも早期完成を要望する声があることから、公共工事の迅速化を図るために制度を改正するものです。

2 改正の理由

特例措置導入から2年経過しましたが、建設業界を取り巻く経済環境は依然として厳しいことから、さらなる措置を講ずる必要が生じた為、改正を行いました。

3 改正内容

(1) 簡易型条件付き一般競争入札の対象設計金額の引き上げ等

入札契約事務期間を短縮できる指名競争入札の対象設計金額を拡大するために、一般競争入札の対象設計金額を引き上げました。

また、特例措置を講ずる期間を1年間延長いたしました。

なお、指名競争入札の拡大に伴い、より適正な業者選定を行うため、業者選定要領に詳細な基準を明示しました。

(2) 低入札価格調査制度等の見直し

調査対象工事を減らし早期発注を促進するために、対象設計金額の引き上げと、調査基準価格等の算定式の見直しを行いました。

また、低入札価格調査制度の見直しに併せて、最低制限価格制度についても同様に見直しを行いました。

簡易型条件付き一般競争入札対象金額の見直し

改正後	改正前	備考
(1)土木一式・設備工事等 対象工事なし	(1)土木一式・設備工事等 5,000万円以上1億円未満	特例期間 平成23年10月 1日から 平成24年9月 30日まで
(2)建築一式工事 1億円以上3億円未満	(2)建築一式工事 5,000万円以上3億円未満	
(3)測量、建設コンサルト業務 等 3,000万円以上	(3)測量、建設コンサルト業務 等 3,000万円以上	

低入札価格調査制度の見直し

改正後	改正前	備考
<p>対象工事 1億円以上の建設工事</p>	<p>対象工事 2,500万円以上の建設工事</p>	
<p>調査基準価格の算出方法 次に掲げる額の合計額</p> <p>(1)土木一式工事 直接工事費に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費相当額に 10 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>(2)建築一式工事又は設備等の工事 直接工事費に 10 分の 8.5 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費相当額に 10 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>(3)解体工事 直接工事費に 10 分の 7 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 7 を乗じて得た額</p>	<p>調査基準価格の算出方法 次に掲げる額の合計額</p> <p>(1)土木一式工事 直接工事費に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費相当額に 10 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>(2)建築一式工事又は設備等の工事 直接工事費に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費相当額に 10 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>(3)解体工事 設定なし</p>	<p>ただし、当該合計額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額。</p>

改正後	改正前	備考
<p>失格基準価格の算出方法 次に掲げる額の合計額とする</p> <p>(1)土木一式工事 直接工事費に 10 分の 9 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>(2)建築一式工事又は設備等の工事 直接工事費に <u>10 分の 8</u> を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>(3)解体工事 <u>直接工事費に 10 分の 7</u> <u>を乗じて得た額</u></p>	<p>失格基準価格の算出方法 次に掲げる額の合計額とする</p> <p>(1)土木一式工事 直接工事費に 10 分の 9 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>(2)建築一式工事又は設備等の工事 直接工事費に 10 分の 9 を乗じて得た額 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額</p> <p>(3)解体工事 設定なし</p>	

最低制限価格制度の見直し

改正後	改正前	備考
<p>対象工事 1億円未満の建設工事</p>	<p>対象工事 2,500万円未満の建設工事</p>	
<p>最低制限価格の算出方法 次に掲げる額の合計額とする</p> <p>(1)土木一式工事 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(2)建築一式工事又は設備等の工事 直接工事費に<u>10分の8.5</u>を乗じて得た額 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(3)解体工事 <u>直接工事費に10分の7</u> <u>を乗じて得た額</u> <u>共通仮設費に10分の7</u> <u>を乗じて得た額</u></p>	<p>最低制限価格の算出方法 次に掲げる額の合計額とする</p> <p>(1)土木一式工事 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(2)建築一式工事又は設備等の工事 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(3)解体工事 予定価格に10分の7を乗じて得た額</p>	<p>ただし、当該合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額。</p>

業者選定要領の改正について

改正後	改正前	備考
<p>下記内容を追加訂正</p> <p>(1)市内業者優先 市内業者で施工が可能な工事については、市内業者から選定することとする。</p> <p>(2)指名の制限 低入札調査基準価格及び最低制限価格を下回って入札した者は、入札日の翌日から60日間は選定の対象としないことができる。</p> <p>(3)格付基準によらない指名の特例 有資格業者の数が当該格付けに少ないときは、上位の等級の有資格業者を加えて選定することができる。</p>		

改正後	改正前	備考
<p>(4)別表第2の下水道を削除</p> <p>工事種別 土木一式 A等級 1,500万円以上 B等級 3,000万円未満～700万円以上 C等級 1,500万円未満～500万円以上 D等級 700万円未満</p>	<p>工事種別 土木一式 (1)土木 A等級 1,500万円以上 B等級 3,000万円未満～700万円以上 C等級 1,500万円未満～500万円以上 D等級 700万円未満 (2)下水道 A等級 2,500万円以上 B等級 4,000万円未満～1,500万円以上 C等級 2,500万円未満 D等級 1,500万円未満</p>	